

10 .男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<目標>

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する時代・社会の中で、男女ともに一人一人が自立し能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育・学習である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつ。生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況を踏まえ、女性のエンパワーメント（*）のための女性教育・学習活動の充実などの施策の推進を図る。

* エンパワーメント：個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

10．男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策の基本的方向

(1) 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育において、思いやりと自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。このため、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識させるような学習機会の提供に努める。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

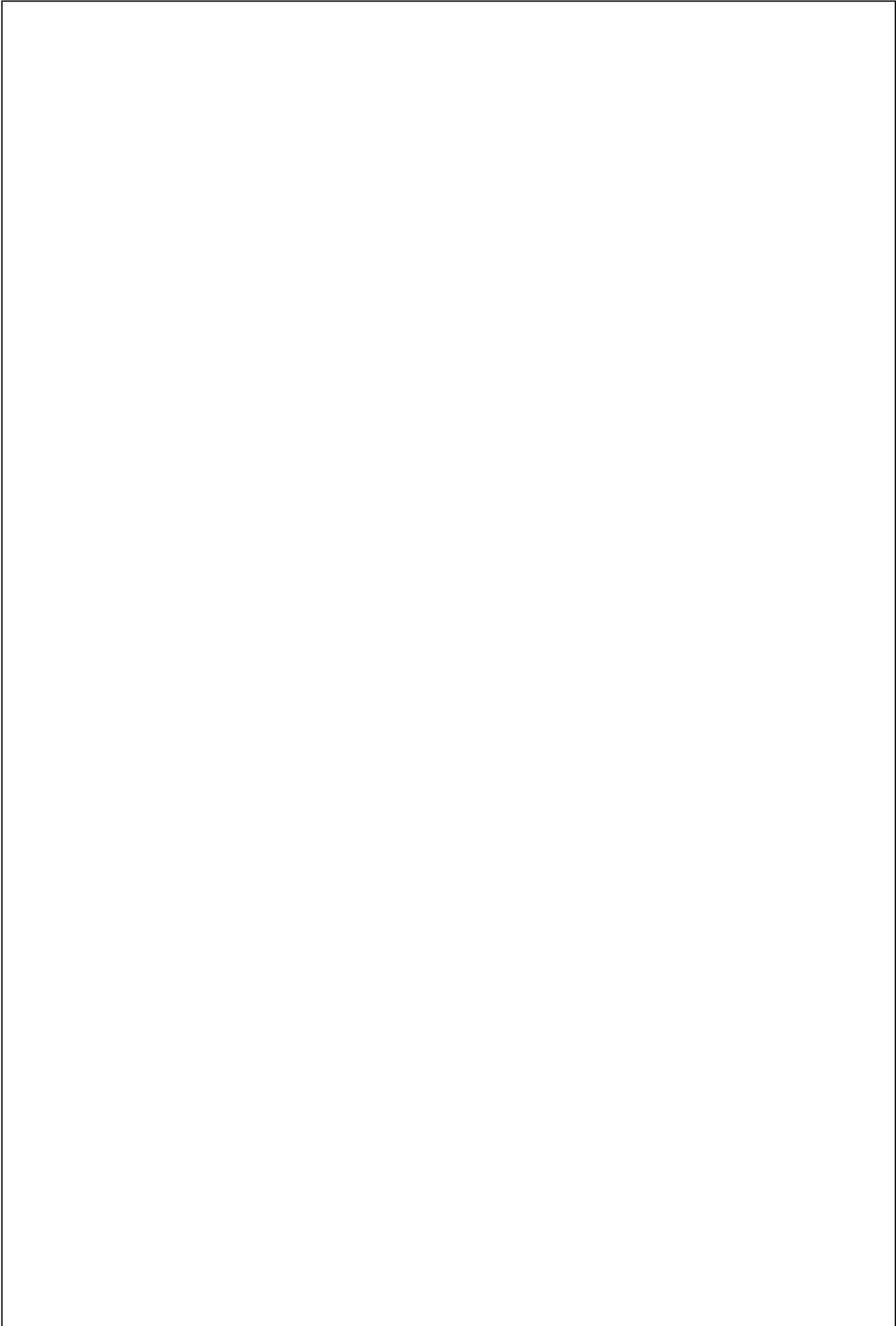
具体的施策	担当府省
<p>ア 初等中等教育の充実</p> <p>学校教育全体を通じた指導の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、思いやりと自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。 ・男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。 ・学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努める。また、PTAの会長への女性の登用の促進など、PTAにおける方針決定過程への女性の参画を進める。さらに、働く父親や母親が参加しやすい時間帯等にPTAの活動を開催することを進める。 <p>家庭科教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭科教育については、男女共同参画社会を推進する観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることなどとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ 高等教育の充実</p> <p>高等教育機関における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえて行われるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進する。 ・国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。 ・国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を要請する。また、公私立大学等についても女性教員の割合向上等につき協力を要請する。 <p>奨学金制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>ウ 社会教育の推進</p> <p>男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会を提供する。また、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。 <p>男女共同参画に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高め、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会の提供を推進するとともに、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成な 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

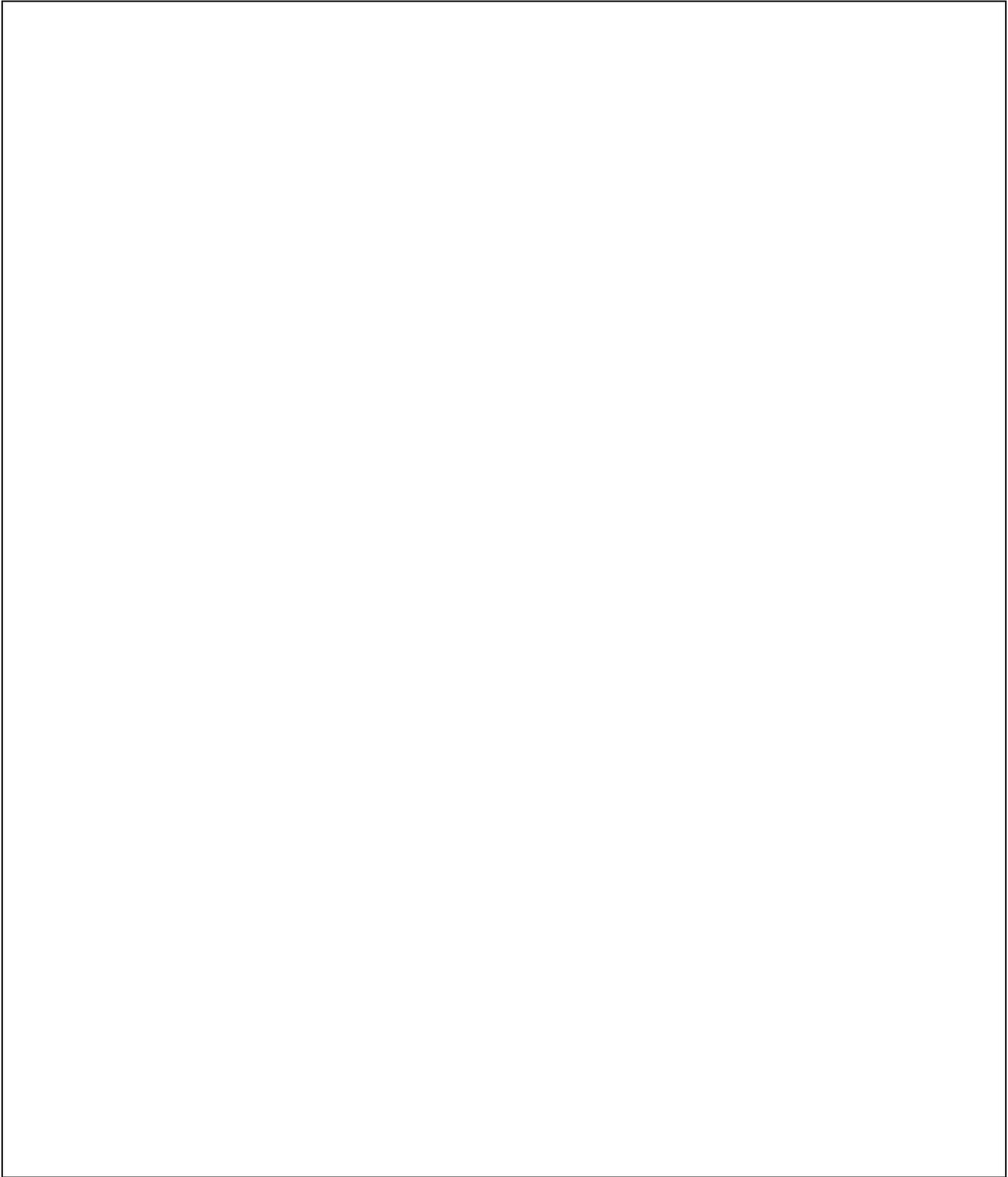
男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

<p>どを推進する。その際、女性のみならず男性に対しても積極的な参加を促す。</p>	
<p>エ 教育関係者の意識啓発</p>	
<p>教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。 ・教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学長・学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。 ・青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>オ 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実</p>	
<p>高等教育機関及び社会教育の場における調査・研究等の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実を促す。 ・男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、男女共同参画社会の形成に資する研究の成果を女性教育施策や社会教育の場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会への還元を促進する。 ・社会教育の場においても、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、関連する講座を開設するなど、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究の充実に努める。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>独立行政法人国立女性教育会館における調査研究</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開する。これにより男女共同参画社会の形成に資する研究の成果の全国的な還元を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>日本学術会議における男女共同参画に関する検討</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本学術会議においては、男女共同参画に資する学術についての多角的な調査、審議を一層推進する。 	<p>内閣府</p>
<p>ア 生涯学習の推進</p>	
<p>リカレント教育の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育てと仕事の両立のためにも、学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。 	<p>文部科学省</p>
<p>放送大学の整備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。 ・単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。 	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>学校施設の開放促進等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提 	<p>文部科学省</p>



<p>供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力することの重要性に鑑み、地域の生涯学習活動等を実施するための場などを備えた地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。</p>	
<p>青少年の体験活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の視点に立って、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。 	文部科学省
<p>民間教育事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。 	文部科学省
<p>高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。 	文部科学省
<p>現代的課題に関する学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。 	文部科学省
<p>学習成果の適切な評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な学習活動の成果が適切に評価されるような社会の実現に向け、生涯学習施策に関する調査研究を行うとともに、大学等において専修学校での学習の成果などを単位として認定することを奨励する。 	文部科学省
<p>イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実</p>	
<p>女性のチャレンジを支援するための学習機会の提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。 結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。 	文部科学省 文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。 	文部科学省
<p>女性の生涯にわたる学習機会の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。 	文部科学省
<p>女性の能力開発の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。 	文部科学省
<p>女性の学習グループの支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。 	文部科学省
<p>独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国立女性教育会館においては、国内外の女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。 	文部科学省



(注) 学校における適切な性教育の推進については、8 . 生涯を通じた女性の健康支援(2)イの

<p>ウ 進路・就職指導の充実</p> <p>進路指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門学校等への進学率や専攻分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても同様の偏りが見られることを踏まえ、小・中・高校段階から、児童生徒の能力・適性・進路希望等に応じた進路指導を展開することが重要である。このため、専攻分野に関する正しい情報を提供し、進路指導者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるように指導する。また、児童生徒一人一人に高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップ（*）などの体験活動を推進する。 <p>職業意識の醸成、意識啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子向け・女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択を念頭に、一人一人が主体的に進路を選択することを目的とし、望ましい勤労観・職業観や職業に関する知識・技能を身につけさせるなど、職業意識の醸成や意識の啓発を図る。 ・女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。 <p>就職指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。例えば、教育課程の中でキャリア教育のための教育プログラムを作成すること等、各大学において学生の職業意識の醸成に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。また、各大学において就職指導に関する取組の充実を図る。 ・大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。 ・学生職業センター等において、女子学生等も含め就職支援を着実に実施する。 <p>各経済団体等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学において専門教育の修得が、男女ともに学生にとって多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対し、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育へ十分配慮するよう要請する。 ・女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請を行う。 <p>* インターンシップ：学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。</p> <p>記述を参照。</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、文部科学省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p>
---	--